熊本県地域防災計画　令和６年度修正の概要

１．防災基本計画修正（R5．5）の反映

最近の施策の進展等を踏まえた修正

○ 多様な主体と連携した被災者支援

・ 都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化

・ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化

・ 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

○ 国民への情報伝達

・ 地震情報の解説・伝達

・ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施

・ 障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

○ デジタル技術の活用

・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

令和4年に発生した災害を踏まえた修正

＜トンガ諸島の火山噴火による潮位変化＞

○ 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

２．県独自の修正

共通対策編

○ 防災センター・県央広域本部の移転に伴う修正

○ 水道法等の改正による水道整備・管理の所管替え

○ 道の駅「錦」の整備完了に伴う防災活動拠点の追加

○ 防災訓練を通じた民間賃貸住宅の提供に係る連携強化

○ 建設型応急住宅の建設候補地の検討

○ 教育事務所及び警察本部の待機体制の見直し

風水害対策編

○ 阿蘇立野ダムの本格運用に伴う修正

阿蘇火山噴火対策編

○ 阿蘇火山噴火対策編における他対策編との構成の統一

１．防災基本計画修正（Ｒ５．５）の反映

（１）都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化

・ 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県においては、県域で活動するNPOやボランティア等の活動支援・調整を行う組織（災害中間支援組織）の育成・強化や、社会福祉協議会等の災害ボランティアセンターの運営を支援する者との役割分担をあらかじめ定めるよう努めることと新たに明記。

・ 市町村においても同様に、災害ボランティアセンターの運営を支援する者との役割分担をあらかじめ定めるとともに、災害ボランティアセンターの設置予定場所について明確化するよう努めることと新たに明記。

⇒「第１編　第２章　第１７節　３．災害ボランティアの養成・登録及び体制整備」に追記（新旧対照表P9）

KVOADとの連携

令和2年7月豪雨では、熊本地震の経験を踏まえ、平時からKVOAD及び熊本県社会福祉協議会との3者連携体制を確立し、発災直後から情報共有を行い、それぞれの特徴を生かした支援が可能となった。

また、KVOADによって民間支援団体等が集まるオープンな情報共有の場「火の国会議」が開催され、効果的な被災者支援につながった。

【人吉市災害ボランティアセンターの様子】

出典：熊本県デジタルアーカイブ

１．防災基本計画修正（Ｒ５．５）の反映

（２）地震情報の解説・伝達

・ 大規模な地震が頻発するとともに、発生リスクが高まるなか、県及び市町村は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、震度や長周期地震動階級、震源、マグニチュード等の地震情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものと新たに明記。

⇒「第１編　第２章　第４節　１．住民に対する防災知識の普及」に追記（新旧対照表P30-31）

＜南海トラフ地震臨時情報＞

南海トラフ地震臨時情報		発表条件
		■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
キーワード	調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：内閣府防災ホームページ

１．防災基本計画修正（Ｒ５．５）の反映

（３）障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

・ 市町村において、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得し、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実や、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進など必要な施策を講ずることと新たに明記。

⇒「第１編　第２章　第１５節　１．避難行動要支援者等支援体制の整備」に追記（新旧対照表P６－７）

「障がい者の特性に応じた平時・災害時の対応指針」の作成（平成30年３月）

本県では、平成28年熊本地震の課題検証を踏まえ、障がい者の方々に対する障がい特性に応じた具体的な支援のあり方について、市町村向けに「障がい者の特性に応じた平時・災害時の対応指針」（障がい者支援課）を作成している。

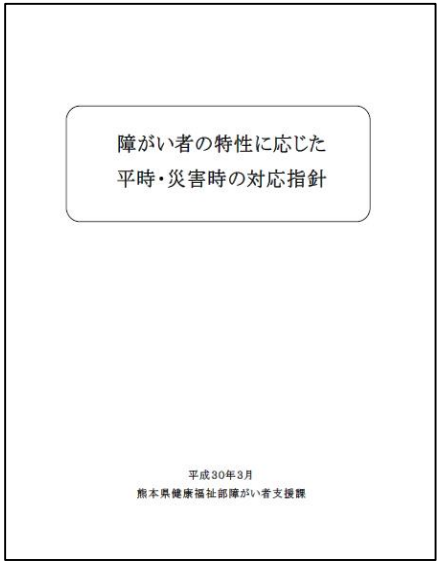

２．県独自の修正

（４）道の駅「錦」の整備完了に伴う防災活動拠点の追加

・ 大規模災害発生時において、県が迅速かつ的確な災害応急活動に資するためには、複数の広域防災活動拠点を確保することが必要。

・ 道の駅「錦」は令和４年度に防災機能を強化しており、既に地域防災計画に位置付けられている道の駅「たのうら」とともに県南広域本部管内をカバーする広域的な活動拠点としての役割が期待されるため、新たに広域防災活動拠点として位置付けるため新たに明記。

⇒「第１編　第２章　第８節　５．防災活拠点施設」に追記（新旧対照表P5）

道の駅「錦」の防災機能強化

県内道の駅は、平成28年熊本地震や令和２年７月豪雨時に、道路利用者や付近住民の一時避難所、災害支援の基地として利用された。

道の駅「錦」は、球磨郡錦町一武の国道219号線沿いに所在し、令和４年度に防災トイレやソーラー街灯、防災倉庫を設置するなど、防災機能を強化した。

【道の駅「錦」】

２．県独自の修正

（５）建設型応急住宅の建設候補地の検討

・ 市町村は、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等を、建設型応急住宅の建設候補地とすることと地域防災計画に明記されている。

・ 発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設候補地の選定にあたっては、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意することを新たに明記。

⇒「第１編　第３章　第２１節　２．応急仮設住宅の供与」に追記（新旧対照表P27）

令和2年7月豪雨における建設型応急住宅について

令和2年7月豪雨において、八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、相良村、山江村、球磨村で、24団地808戸の建設型応急住宅が建設されるなど、複数の建設地が必要となったが、熊本地震の教訓を踏まえた仮設住宅の整備マニュアル・計画方針を用意していたため滞りなく工事に着手できた。

【人吉市における建設型応急住宅建設状況（当時）】

出典：熊本県デジタルアーカイブ